

# 平成28年6月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成28年6月2日(木)午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員 教育長 奥 真弥  
教育長職務代理者 北浦 秀樹  
委 員 南 一早枝  
委 員 畑谷 扶美  
委 員 山下 潤一郎  
委 員 中村 スザンナ  
委 員 赤坂 敏明
4. 説明のため出席した職員の職、氏名  
教育部長 上野 正一  
スポーツ推進担当理事(兼)スポーツ推進課長 谷口 洋子  
教育総務課長 極葉 浩司  
教育総務課教職員担当参事 茶谷 由孝  
教育総務課施設担当参事 福島 敏  
教育総務課文化財担当参事 鈴木 陽一  
教育総務課学校給食担当参事(兼)学校給食センター所長 藪 剛司  
学校教育課長 辻 和彦  
学校指導担当参事 明渡 賢二  
学校教育課人権教育担当参事 和田 哲弥  
生涯学習課長 山隅 唯文  
青少年課長代理 田中 伸宏  
(庶務係) 教育総務課主幹兼係長 森 昌俊
5. 本日の署名委員 委 員 中村 スザンナ

## 議事日程

報告第22号 教育委員会後援申請について

報告第23号 教育委員会後援実施報告について（教育総務課）

議案第17号 道徳教育振興会議規則の制定について（教育総務課）

（午後2時40分閉会）

## 奥教育長

ただ今から平成28年6月の定例教育委員会議を開催します。

本日は委員全員が出席をされていますので、会議が成立しています。

本日の傍聴はありません。

本日の会議録署名委員は、中村委員にお願いします。

それでは、本日の審議に入ります前に、5月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がありましたら、お願いいたします。

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、山下委員は後ほど署名をお願いします。

## 奥教育長

それでは、本日の審議に入りたいと思います。

最初に報告第22号「教育委員会後援申請について」を議題とします。事務局からの報告をお願いします。

## 檜葉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料第22号に基づいて説明。新規3件、継続8件の事業内容について一括で報告

## 奥教育長

事務局から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、以上で報告第22号を終わります。

次に、報告第23号「教育委員会後援実施報告について」を議題とします。事務局からの報告をお願いします。

## 檜葉教育総務課長

報告第23号については、教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第23号をもって説明にかえさせていただきます。

## 奥教育長

只今、事務局から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、以上で報告第23号を終わります。

続いて議案審議に移ります。議案第17号「道徳教育振興会議規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

辻学校教育課長

泉佐野市道徳教育振興会議規則についてご説明します。なお、「泉佐野市道徳教育振興会議規則」については、以下「規則」と呼びます。

第1条では、規則の趣旨について規定しています。規則は、泉佐野市付属機関条例第3条及び泉佐野市道徳教育振興条例第8条第5項の規定に基づき設置している、泉佐野市道徳教育振興会議について、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、制定するものです。なお、泉佐野市道徳教育振興会議については、以下「道徳会議」と呼びます。

別紙2「泉佐野市道徳教育振興条例」の2ページ目をご覧ください。昨年9月議会においてご承認いただき、10月1日から施行しています泉佐野市道徳教育振興条例第8条において、道徳教育の振興を図るため、道徳会議を置くことが規定されています。道徳会議では、道徳教育の振興を達成するため、必要な事項を審議し、市に提言を行うもので、教育委員会が任命する教育委員及び教育に関して識見を有するもの10人以内で組織します。

規則にお戻りください。

第2条では、委員の任期につきまして規定しています。委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

第3条では、会長及び副会長につきまして規定しています。道徳会議には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。会長は、道徳会議を代表し、会務を総理します。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

第4条では、会議について規定しています。道徳会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。会議の開催には、委員の2分の1以上が出席しなければならず、議事につきましては、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

第5条では、関係者の出席について規定しています。道徳会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができます。

第6条では、会議の公開について規定しています。道徳会議の会議は、公開とします。ただし、会議が泉佐野市情報公開条例第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合及び会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合には、公開しないことができます。道徳会議の会議を公開するかどうかの決定につきましては、会長が行いますが、会長は、会議に諮り意見を聴くことができます。ただし、道徳会議の会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければなりません。

第7条では、庶務について規定しています。道徳会議の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において行います。

第8条では、委任について規定しております。この規則に定めるもののほか、道徳会議の運営に関し必要な事項は、会長が定めます。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行します。

なお、参考としまして、別紙1「泉佐野市付属機関条例（抜粋）」、別紙3「泉佐野市情報公開条例（第6条抜粋）」を添付しております。

説明は、以上です。ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

奥教育長

ただいま、辻課長から説明がありましたが、委員の皆様でご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

山下委員

任期は2年ですか

辻学校教育課長

はい、そうです。

山下委員

教育委員の任期との関係は？教育委員の任期が切れたら、道徳会議の任期も切れるのですか。

辻学校教育課長

教育委員として任命していますので、教育委員の任期が切れましたら、そこで道徳会議の委員ではなくなるという事になります。

山下委員

教育長が議長になるのですか

上野教育部長

会長は互選ということになりますので、必ずしも教育長が会長になるという事ではないです。

山下委員

一回目の会議はいつごろですか？

辻学校教育課長

6月末から7月始くらいで調整したいと思っています。

奥教育長

他にございませんか。

無いようですので、議案第17号の「道徳教育振興会議規則の制定について」については、議案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。ではこの件については承認されました。以上で案件は議案の審議は終わるわけですがその他ございますか？

辻学校教育課長

5月定例教育委員会におきまして、報告第20号「教育委員会後援申請について」を報告させていただきました際にいただきましたご質問に対し、お答えさせていただきます。

最初に、第36回反核・平和のつどいについて、核の範囲は何処までなのか？についてですが、主催者に問い合わせたところ、このイベントについては、核兵器に限って反対をするイベントだということでした。

次に、中学校・高等学校進学フェアについて、各市町の後援の状況はどうなっているか？についてですが、こちらについても、主催者に問い合わせたところ、各市町の教育委員会の後援許可は、既にいただいているということでした。説明は、以上です。よろしく申し上げます。

赤坂委員

その催しに限ってというところが、ちょっと引かかる。その団体の反核についての普段の活動が、核兵器に限っているのかどうかを知りたい。

辻学校教育課長

私の聞き方が勘違いして聞いてしまいましたので、また改めて確認しておきます。申し訳ございません。

奥教育長

ではまた、その団体の信条・信念についての考え方の確認をよろしく申し上げます。  
他にありませんか。

上野教育部長

先程の道徳振興会議の説明の中で、誤りがありましたので訂正をさせていただきます。別紙2の条例の第8条第4項ですが、(1)の教育委員とありますのは、委員の皆様を指しますが、教育長につきましても、新制度では教育委員には含まれませんので、教育長は道徳会議に委員としては参加

しないという事になります。

山下委員

参加されないのですか

上野教育部長

委員としては参加しない。教育長は教育委員会側の立場ということです。

山下委員

奥教育長は議長に絶対ならないっていいことですか

上野教育部長

そもそも委員にはならないということです。

北浦委員

こういう大事な会議なので教育長にも出席、参加して頂くのが筋じゃないですか

中村質疑

教育長は、道徳会議では意見は言えないんですね。委員ではないから。

赤坂委員

(2) の、教育に関しての見識を有する者の範疇には入るのですか。

上野教育部長

教育委員の中には、教育長は含まれないので、別の形で、例えば今赤坂委員が指摘された(2)で読めるのか、そういった所も含めて持ち帰って検討したいと思います。

奥教育長

他に何かありませんか。

無いようですので、以上で終わります。

それでは最後に教育長報告に基づいて報告します。

以下、報告資料に基づいて報告。

他になにかありませんか。

それでは次回、7月の定例教育委員会会議は、7月6日の水曜日、午後2時から、市役所4階 庁議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもって本日の会議は終了いたします。

(午後2時40分閉会)

上記のとおり、本市教育委員会の会議の顛末に相違ないことを記すため、ここに署名する。

平成28年6月2日

教育長

委員